

訪問
共生社会の実現を目指して
駐トンガ王国日本国特命全権大使が訪問



稲垣久生大使(写真左)と橋本光規町長

3月7日、駐トンガ王国日本国特命全権大使の稲垣久生さんが来町しました。この日は町やトンガ王国関係者と意見交換をした後、役場職員を対象にトンガ王国の歴史や現状についての講



日本トンガ友好協会のラトゥ代表(写真右)らと意見交換

演を行いました。町は東京2020オリンピック・パラリンピック大会を機に、トンガ王国のホストタウンおよび共生社会ホストタウンに登録されました。大会終了後も町で文化交流セミナーを開催するなど、さまざまな事業を通じて交流を続けています。稲垣大使は「トンガ王国と交流を続ける町があることは、両国の友好関係を継続する上でとても貴重なことです。トンガ王国は今も貧しい暮らしをしている人が多く、支援を必要としています。今後もぜひ、邑楽町が中心となり、日本全体に支援の輪を広げていただけたら幸いです」と話していました。



トンガ王国の現状について講演する稲垣大使

斎場
新しい斎場の呼び名が決まりました
(仮称)太田市外三町広域斎場の名称が決定

現在建設中の広域斎場の名称を、令和6年8月に募集したところ多くの応募がありました。名称選定委員会で審査・選考を行い名称が決定しました。



名称 『とね聖苑』

斎場の場所が住民にイメージしやすかつ、偏った所有意識を持たれないために地名を入れずに地理的特徴である利根川の「とね」を引用しました。加えて「人生とは時の流れであり、最期は雄大な大地に還る」を連想させる名称にしたいと考えました。



太田市外三町
広域清掃組合
ホームページ

考案者
Y・Iさん(太田市)

寄贈
地域社会への貢献のために
車両の寄贈

3月3日、谷田部征雄さん(大谷端宿赤東・31区)から車両1台(トヨタヤリスX)が寄贈されました。谷田部さんは「地域社会への貢献の一環として町へ車両を寄贈させていただきました。この車両が皆さまの活動に役立ち、より良い町づくりへとつながれば何よりです」と話していました。寄贈された車両は町役場の公用車として、公務で使用されます。



寄贈された車両(トヨタヤリスX)

販売
10%ポイント上乘せ
プレミアム付商品券(コハクペイ)販売決定

▼販売期間 6月17日(金)午前9時～30日(日)
※販売上限に達した時点で販売終了。
▼購入方法 「磁気カードタイプ」セブン銀行ATMから現金でチャージ「アプリタイプ」セブン銀行ATMから現金でチャージ、またはアプリ内でクレジット払いからチャージ
※クレジット払いでチャージする場合は、本人認証サービスの登録が必要です。
▼購入上限 2万円(2万2千ポイント)
▼利用期限 「マネー(チャージ)した金」額分(令和9年3月31日(金)「ポイント」購入時に付与されるポイント)令和8年3月15日(日)
▼磁気カードの購入(町内在住者のみ)
▼販売額 1枚100円(1人1枚限り)
▼必要な物 免許証などの住所が確認できる物
※以前に磁気カードを購入した人は同じカードを利用できます。
▼販売・問合せ先 役場商工振興課 47-5026

広報
あなたのレポートを広報おうらに
広報おうら「街角特派員」募集

住民の皆さんとともに、より身近な広報づくりを進めるため、街角特派員を募集します。
▼対象 町内在住・在勤の18歳以上の人
▼募集人数 若干名(応募者多数の場合は抽選)
▼特派員の任務
①掲載するレポートの取材、執筆
②編集会議などへの参加
※取材や写真撮影、紙面レイアウト編集などは広報担当者とは相談しながら共
に紙面を作成します。
▼応募方法 直接役場企画課へ来庁または電話、メールなどで、住所、名前、年齢、職業、電話番号を連絡する
▼応募・問合せ先 役場企画課 47-5007



邑楽町地方創生包括連携プラットフォームニュース

町と包括連携協定を締結している企業・団体が参加した事業の情報をお知らせします

ORCP NEWS vol.33

あいおいニッセイ同和損害保険(株) デフサッカー体験教室



2月22日にデフサッカー体験教室が開催され、前半はデフサッカー(ろう者サッカー)日本代表松元卓巳さんによる講演。後半は音のない世界でどのようにサッカーをするのか体験するため、言葉を使ってもいけないサッカーが行われました。参加した大塚夏輝さん(天王元宿・5区)は「ろう者がどのようにサッカーをしているか体験しました。音のない世界では、身ぶり手ぶりやアイコンタクトがとても大切で、普段のプレーにも使えることを学びました」と話していました。



松元さんからアドバイス



身ぶり手ぶりでパスをもらう

募集
県と連携して中小企業を応援します
邑楽町ぐんま技術革新チャレンジ補助金

県と連携して、新技術・新製品の開発やデジタル技術を活用した製品の開発などを行う事業者に補助金を交付します。
▼対象者 町内に事業所のある中小企業
▼補助内容 地域に根差した新技術、新製品の開発
▼対象経費 新技術・新製品開発にかかる原材料費、機械装置費、工具器具費、委託費、クラウドサービス利用費、クラウドファンディング導入経費、知財出願費など
▼補助率 2分の1以内(最大80万円)
※小規模事業者は5分の4以内。
▼申請方法 役場商工振興課に申請する
▼申請期限 5月9日(金)
▼問合せ先 県地域企業支援課 027-2226-3352、役場商工振興課 47-5026
県ホームページ

